

富高体連発第17号

令和2年4月23日

学校長 殿

富山県高等学校体育連盟

会長 今堀 俊彦

(公印省略)

富山県高等学校体育連盟が開催する各種大会等の参加者に対する
個人情報等の取扱いについて (依頼)

日ごろ当連盟の事業にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟では各種大会を円滑に実施し、その結果を広く県民に知らせるため、「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、参加生徒及び役員等の個人情報の取り扱いを別紙により対応したいと考えております。ついては、各学校において個人情報等の取扱いについて生徒及び関係者への周知をお願いいたします。

令和2年4月

生徒の皆さんへ

富山県高等学校体育連盟
会長 今堀 俊彦

「個人情報保護法」及び「肖像権」に関する取り扱いについて（お願い）

富山県高等学校体育連盟主催大会における「個人情報保護法」並びに「肖像権」に関し以下の点についてご理解、ご協力をお願いします。

1 「個人情報保護法」に関して

(1) 「個人情報保護法」とは

個人情報（氏名や生年月日等の特定の個人を識別できるもの）の適正な取り扱いに関して基本的な事項を定め、個人の権利・利益を保護するために定められた法律です。

(2) 具体的事項

大会申込みにより生徒の皆さんの個人情報をプログラム等へ記載することになりますが、大会運営の目的のみに使用し取り扱いについては慎重に対処しますのでご了解ください。また以降の大会に関する資料においては、個人情報提供の事前許諾を得ているものとして活用することを併せてご了解ください。

2 「肖像権」に関して

(1) 「肖像権」とは

人から自分の肖像を写真に写されたり、絵に描かれたりしない権利、また、それらの肖像を他者に勝手に使用されない権利です。

(2) 具体的事項

皆さんが高体連主催のセレモニーや試合等に参加し、また出場した場合、許可された組織・企業によって写真撮影が行われ、その写真が公開される可能性がある点ご了解ください。また同様にその後の高体連主催大会でもその事前許諾は有効であることをご理解願います。